

フェンシングのまち沼津推進協議会入会及び退会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、フェンシングのまち沼津推進協議会規約第4条に規定する会員の入会及び退会に関して、必要な事項を定めるものとする。

(入会手続)

第2条 協議会へ入会しようとする関係団体、企業、個人は次に掲げる事項を入会申込書(第1号様式)に記載し、協議会事務局へ提出するものとする。

- (1) 氏名(法人及び団体にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (2) 住所(法人及び団体にあつては、その主たる事務所の所在地)
- (3) 事務担当者連絡先(氏名、所属部署、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス)
- (4) 申込口数

(会員情報の取扱い)

第3条 協議会は、入会申込書が提出されたときは、会員名簿に登録する。

- 2 会員名簿に登録された事項に変更があつた場合は、当該会員は遅滞なく変更届(第2号様式)を事務局に提出しなければならない。
- 3 会員名簿に登録された情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(退会手続)

第4条 会員は、退会届(第3号様式)を提出して、任意に退会することができる。

- 2 協議会は、退会届が提出されたときは、会員名簿から登録を抹消する。会員資格を喪失した者についても同様とする。

付 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日

フェンシングのまち沼津推進協議会 入会申込書

(宛先) フェンシングのまち沼津推進協議会

協議会の目的に賛同し、会員として入会を申し込みます。

法人・団体名			
氏名			
住所(所在地)			
担当者氏名			
担当者所属			
担当者連絡先	電話		FAX
	Eメール		
会員種別 ※どちらかにレ点	<input type="checkbox"/> 正会員 ・ <input type="checkbox"/> 準会員		
申込口数	<input type="checkbox"/>		

当団体は、沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないことを確約します。また、必要な場合には、このことについて、沼津市が静岡県警察本部に照会することを承諾します。(確約する場合には、にレ点を記す。)

第2号様式

年 月 日

会員登録情報変更届

(宛先) フェンシングのまち沼津推進協議会

下記の情報に変更があったので届け出ます。

会員名 (法人・団体名、氏名)				
変更箇所	変更前			
	変更後			
担当者氏名				
担当者所属				
担当者連絡先	電話		FAX	
	Eメール			

※変更のあった情報について記載すること。

第3号様式

年 月 日

フェンシングのまち沼津推進協議会 退会届

(宛先) フェンシングのまち沼津推進協議会

会員名 (法人・団体名、氏名)				
退会理由 ※任意				
担当者氏名				
担当者所属				
担当者連絡先	電話		FAX	
	Eメール			